

# 療養担当規則による掲示

令和 8年 6月 1日

本院は、次の施設基準に適合している旨を関東信越厚生局長へ届出を行っています。

## ◆ 基本診療料の施設基準

- 精神病棟入院料(15対1)
- 看護配置加算
- 療養環境加算
- 看護補助加算1
- 看護補助体制充実加算
- 精神療養病棟入院料
- 精神科地域移行実施加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算3

## ◆ 特掲診療料の施設基準

- 薬剤管理指導料
- 精神科作業療法
- 精神科デイ・ケア「小規模なもの」
- 精神科ショート・ケア「小規模なもの」
- 医療保護入院等診療料
- CT撮影(16列以上64列未満のマルチスライスCT)
- 外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- 入院ベースアップ評価料34

## ◆ 食事の提供について

- 入院時食事療養(I)  
管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

## ◆ 訪問看護ステーションゆうしん

- 訪問看護ベースアップ評価料(1)
- 訪問看護医療DX情報活用加算